

5 特別職の報酬等の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

特別職の職員の給料月額又は報酬月額、期末手当の支給割合及び退職手当の算定方式等は、以下のとおりです。

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	990,000 円	(1,320,000 円)	
	副 知 事	858,500 円	(1,010,000 円)	
報 酬	議 長	921,500 円	(970,000 円)	
	副 議 長	826,500 円	(870,000 円)	
	議 員	779,000 円	(820,000 円)	
期 末 手 当	知 事	(平成 26 年度支給割合)		
	副 知 事	3.1 月分		
退 職 手 当	議 長	(平成 26 年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.1 月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	知 事	$132 \text{ 万円} \times \text{在職月数} \times 0.5$	3,168 万 0 千円	任期毎
	副 知 事	$101 \text{ 万円} \times \text{在職月数} \times 0.38$	1,842 万 2 千円	任期毎

注 1 給料月額及び報酬月額は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）及び愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成 27 年愛媛県条例第 35 号）に基づき、それぞれ知事 25%、副知事 15%、議長、副議長及び議員 5%の減額をした後の額であり、() 内の金額は、減額前の額を記載しています。

2 議長、副議長及び議員の報酬月額減額は、平成 27 年 7 月 1 日から実施しているものです。

3 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝48 月）勤めた場合における退職手当の見込額です。